財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
359	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋再生可能エネルギーの推進 （海外特許費用に対する補助制度の拡充）	海洋エネルギーの実用化に向けた取組みにおいては、その取組みの中から開発された製品等について、外国出願するケースがあるため、現行の支援内容の拡充し、制度活用の利便性を図り、さらなる海洋再生エネルギー関連設備等の研究・製造を促進する。	協和機電工業㈱	経済産業省	中小企業等外国出願支援事業	拡充	・PCT国際出願に係る支援対象者に「中小企業者」を加える ・中小企業外国出願事業に係る補助率を1/2から2/3に引き上げる ・中小企業外国出願事業に係る案件ごとの補助上限額（150万円）を撤廃する	1回目	経済産業省 特許庁 総務課 普及支援課	・PCT国際出願に係る支援（手数料軽減、交付金） ・中小企業等外国出願支援事業	C		・PCT国際出願に係る支援として、「調査手数料等の軽減措置」と「出願手数料等に対する交付金措置」の2つのメニューがあるが、「軽減措置」及び「交付金措置」共に、新産業の創出に寄与する程度は大きいが、資力の観点から権利取得に係る費用の支払に制約がある者に対して特例的に、国際出願の手数料等に対する支援措置を講じることにより、出願を奨励し、我が国の産業競争力の強化を図るという趣旨の制度であり、中小企業者全体を支援対象とすることは、上記の趣旨にそぐわないことから、要望に対応することは困難である。 ・各都道府県内の中小企業を密接に支援する観点から、本事業は、都道府県等中小企業支援センター等で補助金交付業務を実施。外国出願費用に係る負担が大きいことから、特に海外展開を志向する資金力が不足する中小企業に限って支援を行うものである。 ・特許制度はユーザーの支払う料金により審査等にかかる費用を賄っており、真に必要としている権利に限定して出願が行われる必要があるため、現在の補助率及び上限額が妥当であると考えている。		a	特許の内容によっては出願及び維持に国内及び先進国5ヶ国で、合計1,000万を超える大きな金額が必要であり、中小企業が日本の先端技術を海外で展開する際に真に必要な特許出願のための補助額としては現行の制度では不足し、企業にとって大きな負担となるため要望を続けていたが、現行制度以上の要望は聞き入れないということであったので、やむなく了解する。 なお、海外出願の実績としては 現に協和機電工業で申請済みのPCT出願特許では、PCT出願費用のみで120万円以上の実績額となっている上に、1か国あたり平均100万円を超える各国対応および査定登録費用が発生している。		経済産業省から、支援対象者の拡充・補助率の引き上げ・補助上限額の撤廃については、制度の趣旨にそぐわないため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											
361			ながさき海洋・環境産業拠点特区	造船・海洋産業の集積地である長崎県での新しい人材育成制度の創設	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、地元大学、地元企業ならびに行政が連携した生涯教育を展開し、地域へ人材を供給する。	長崎総合科学大学、県内造船所及び関連企業	国土交通省 厚生労働省		新規	地元大学と地元企業、行政が連携して、人材の募集、就学と就職の支援、社会人教育と組織的な技術者育成の生涯教育の体制を構築し、造船や海洋・環境産業を中心とした地域発展を図る。 ●地域連携型インターンシップ制度の創設 ●人材育成支援制度の創設 ●人材育成センターの拡充	1回目	国土交通省海事局船舶産業課		B		昨年度は、長崎県からの要望も踏まえ、造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築のためのガイダンス作成を目的として、長崎地域においてインターンシップのモデル事業を実施したところであるが、その後は企業が自主的に実施していくことを前提とした事業であり、当該モデル事業を継続することは当初より想定していない。ただし、地方創生推進人材の育成・確保として、例えば、造船・海洋産業の人材育成システム構築等の取組を実施する場合には、先駆性、産学連携、官民協同等の条件はあるが、事業内容によっては、選考審査を経て地方創生推進交付金の対象となり得るため、同制度の活用を検討していくことも一案である。		b	造船・海洋産業の人材育成システムの構築については、関係者と協議のうえ、交付金の活用も含めて検討していきたい。 なお、インターンシップについては、複数年に亘って継続的に取り組むことで効果が期待できるものであり、若者への周知や講師派遣など、間接的な事業支援について担当省庁の継続的な協力をお願いしたい。 また、昨年度、産学ネットワークの構築のためのガイダンス作成を目的として、長崎をモデル地域としてインターンシップのモデル事業を実施いただいたところであるが、今後取りまとめるとされているガイダンスなど、事業実施の参考となるような情報について、可能な範囲で提供いただきたい。		国土交通省から、インターンシップ制度については、昨年度実施したモデル事業は、実施後企業が自主的に実施していくことを前提としており、継続は当初から想定してしないとの見解が示され、指定自治体は、昨年度実施したモデル事業を受け、今後取りまとめるとされているガイダンスなど、事業の実施にあたって参考となる情報について可能な範囲での提供を条件に了解していることから協議終了。	Ⅴ
												○人材育成支援制度の創設について 厚生労働省・職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 ○人材育成を目的とするセンターの拡充について 厚生労働省職業能力開発局 企業内人材育成支援室	○人材育成支援制度の創設について － ○人材育成を目的とするセンターの拡充について 認定職業訓練制度	○人材育成支援制度の創設について C ○人材育成を目的とするセンターの拡充について B		○人材育成支援制度の創設について 本提案が、長崎県の造船・海洋産業に就学したい人材向けの雇用支援制度の創設を要望するものとすれば、当省が所管する雇用関係の助成金は、全国の使用者から一律に徴収した雇用保険料を原資としていることから、特定の地域及び特定の業種に限定した助成を行う本提案は、その他の地域又は業種の保険料負担者から理解を得られないものと考えている。したがって、本提案について当省で対応することは困難である。 ○人材育成を目的とするセンターの拡充について 長崎地域造船造機技術研修センターは認定職業訓練を行い、認定訓練助成事業費補助金の対象となっている。当該補助金は、全国一律に、都道府県を通じた間接補助の体系となっており、今回ご要望の人材育成センター（長崎地域造船造機技術研修センター）の拡充については、当該補助金（運営費、設備費及び施設費）の活用が可能なため、必要に応じて長崎県とご調整いただきたい。		d a	○造船業は、国際的な競争力を持つとともに地域経済を支える重要な産業であり、団塊世代の大量退職が進む中、優れた技術・技能を若い世代へ継承させていくとともに現場の技能者不足へ対応することが喫緊の課題となっていることから、人材育成支援の必要性についてご理解いただきたい。今後、船員や建設技術者を対象とした雇用支援制度及び技術者育成制度等も参考に、造船・海洋版の人材育成制度について検討したうえで、個別に協議を実施していきたいとの回答であるため、一旦協議を終了する。 ○人材育成センターに関しては、関係者と協議の上、当該補助金等を活用し充実した教育内容となるよう検討する。		○厚生労働省から、全国の使用者から一律に徴収した雇用保険料を原資としていることから、特定の地域及び特定の業種に限定した助成を行う本提案については、対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体は、今後造船・海洋版の人材育成制度について検討したうえで、個別に協議を実施していきたいとの回答であるため、一旦協議を終了する。 ○厚生労働省から、要望の人材育成センターの拡充については、認定訓練助成事業費補助金の活用が可能なため、必要に応じて長崎県と調整いただきたいとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	前段Ⅳ 後段Ⅴ
											2回目											
362			ながさき海洋・環境産業拠点特区	省エネ船の建造促進（省エネ船の研究開発支援）	船舶からのCO2排出を削減し、海洋における地球温暖化防止を図るため、省エネ船（漁船）の船型開発に係る流体実験（水槽試験）に対する補助制度を創設し、省エネ船の建造を促進する。	造船各社	国土交通省 農林水産省		新規	漁船の水槽試験に対する助成制度の創設	1回目	国土交通省海事局船舶産業課		B		省エネ性能を確認するための評価試験の費用として、特定の企業や地域に国が助成することは、同業他社との競争上不適切である。また、造船業界全体に評価試験の費用を助成することも国の予算の制約から非現実的であると考えられる。ただし、大学等の研究機関等と連携し、地域イノベーション創出のための研究開発としての取組が行われる場合には、先駆性、明確な事業目的の設定等の条件はあるが、事業内容によっては、選考審査を経て地方創生推進交付金の対象となり得るため、同制度の活用を検討していくことも一案である。		a	紹介いただいた制度に対応した取り組みとするかどうかについては、今後検討していきたい。		国土交通省から、特定の企業や地域に国が助成をすることは、同業他社との競争上不適切であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
												農林水産省 水産庁研究指導課		C		水産庁は、漁業者等が行う省エネ技術導入のための実証試験等への支援をしているところであるが、ご要望のあった、造船所の経営改善を図るための研究開発に対する支援は、水産業の振興に直接資するものではないため、水産庁が支援することは困難である。		a	水産業の振興につながるものとして提案したところであったが、担当省庁の見解を了承する。		農林水産省から、要望内容は水産業の振興に直接資するものではないため、水産庁が支援することは困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											
364			ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保（外国人技能実習生の教育に対する支援）	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、外国人技能実習生の教育に対する補助制度を創設し、新興国の産業発展への国際貢献及び今後の県内企業の海外展開も見据えた競争力の強化を図る。	三菱重工業㈱長崎造船所	国土交通省 厚生労働省 法務省		新規	外国人技能実習制度においては、実習期間が3年から最長5年に延長された場合、3年から4年（3号（仮））への移行時に、語学力や技能等の試験の可能性があると想定される。 費用が係らない移行試験となることを望むものの、そうならない場合には、試験費用及び準備に係る費用について補助制度の創設を望むもの。	1回目	国土交通省海事局船舶産業課		C		技能実習制度は、幅広い業種を対象とした制度であり、特定の業種に対してのみ試験費用等を補助することは不適切。ただし、試験内容については、過剰な負担とならぬよう、評価機関において業界と調整の上検討されるものと認識しており、国交省としても可能な範囲で働きかけを行っていく。		a	法改正が成立していない状況で、かなり突っ込んだ回答をいただいたと認識している。しかしながら、業界において過剰の負担は避けたく、是非とも可能な範囲での働きかけをお願いしたい。 また、今後は関係機関と調整を行いながら要望反映を図る。		国土交通省から、技能実習制度は、幅広い業種を対象とした制度であり、特定の業種に対してのみ試験費用等を補助することは不適切であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
												厚生労働省職業能力開発局 海外協力課	技能実習制度	C		技能実習制度は、我が国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とするものであり、送出国の送出し機関と我が国の受入れ機関との当事者同士で、個々に協議し、技能実習生の送出し・受入れがなされるものである。このため、実習生受入れに必要なコストは、当事者たる受入れ機関が負担することが適切と考えている。 したがって、受入れにあたっての費用の負担については、これまでどおり、技能実習生を受け入れる企業においてなされるべきである。		b	全体的な補助金制度構築は難しいことはわかったが、実習期間延長の骨格がまとまった後、当事者間の各事業において、貢献活動を行っている企業が希望しない事態の発生は避けなければならないので、特段の配慮がなされるようお願いする。 また、当方においては、造船業への負担があまりかからないよう関係先との連携を進めていく。		厚生労働省から、技能実習制度の趣旨に鑑み、実習生受入れに必要なコストは、当事者たる受入機関が負担することが適切であるとの見解が示され、指定自治体は、実習期間延長の骨格がまとまった後、当事者間の各事業において、貢献活動を行っている企業が希望しない事態が発生しないよう特段の配慮を求めた上で了解していることから協議終了。	Ⅴ
												法務省入国管理局入国在留課	技能実習制度	C		技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を目的とするものであり、送出国の送出し機関等と日本国の受入れ機関との民間同士で、個々に協議し、技能実習生の送出し・受入れがなされるべきものである。したがって、海洋・環境産業に特化した財政支援は困難であり、費用の負担については、これまでどおり、技能実習生を受け入れる企業においてなされるべきである。		b	全体的な補助金制度構築は難しいことはわかったが、実習期間延長の骨格がまとまった後、当事者間の各事業において、貢献活動を行っている企業が希望しない事態の発生は避けなければならないので、特段の配慮がなされるようお願いする。 また、当方においては、造船業への負担があまりかからないよう関係先との連携を進めていく。		法務省から、技能実習制度の趣旨に鑑み、実習生受入れに必要なコストは、当事者たる受入機関が負担することが適切であるとの見解が示され、指定自治体は、実習期間延長の骨格がまとまった後、当事者間の各事業において、貢献活動を行っている企業が希望しない事態が発生しないよう特段の配慮を求めた上で了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											
365			ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保（既雇用者に対する技能アップ教育に対する支援）	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、既雇用者の教育に対する補助制度を創設し、さらなる競争力の強化を図る。	三菱重工業㈱長崎造船所	厚生労働省		新規	三菱重工パートナー企業においては、必要最低限程度の人員での作業により、工事進捗に追われ、新人或いは経験が少ない社員をスキルアップのために社外教育へ派遣することが困難である。 そのため、技能・知識の習得については、三菱重工が指導者を雇い、パートナー企業社員等に対し、OJT教育により行われているのが実情であり、それには多大な費用がかかり、高付加価値船の建造を促進するための弊害となっている。 以上のことから、 ・親企業の技術指導を受けながら仕事の進捗が図られ、技術の向上にも資するようなOJT教育に対する補助制度の創設を望むもの。	1回目	厚生労働省 職業能力開発局 企業内人材育成支援室	キャリア形成促進助成金	B		厚生労働省では労働者のキャリア形成を促進する観点から企業内で行う訓練について、一定の助成を行っている。この中で訓練効果が高いと考えられるOJTとOFF－JTとを組み合わせた雇用型訓練に対して、手厚い助成を行っている。さらに製造業については、より高率で助成しているため、当該コースをご活用いただきたい。		a	地元の若者の働く場の確保だけでなく、若者の定着は町の活性化を促進する。人手不足・厳しい他国企業との競争など造船業が抱える問題の解決の一つが、地元の若者が地元に就職してくれることであり、企業は育成する責任があると考える。 このため、実現に向け、提案があったキャリア形成助成金について労働局との調整を進めていく。		厚生労働省から、企業内で行う訓練について、キャリア形成促進助成金を活用してほしいとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
366			ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保（65歳以上の高齢者の雇入れに対する支援）	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、65歳以上の高齢者を雇入れる場合の現行の支援内容を拡充し、さらなる競争力の強化を図る。	三菱重工業㈱長崎造船所	厚生労働省 国土交通省	高年齢者雇用開発特別奨励金	拡充	造船業においては、団塊世代の退職に伴い、経験が少ない社員への技術指導が課題であり、OBの知識と経験を指導員や安全マイスターなどとして活用することで、企業力アップが図られると考える。 そのため、退職されたOBの方々等を活用するにあたり、「高年齢者雇用開発特別奨励金」については「雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を再び同一事業所に雇入れる場合」は補助対象外となっていることから、雇入れのために多大な費用がかかり、高付加価値船の建造を促進するための弊害となっている。 以上のことから、「高年齢者雇用開発特別奨励金」について、 ・「雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を再び同一事業所に雇入れる場合」も助成対象とする、 ・「ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により雇入れることとの助成条件」を削除する。 を望むもの。	1回目	厚生労働省・職業安定局雇用開発部雇用開発企画課	高年齢者雇用開発特別奨励金	C		6月1日実施の対面協議の際に御説明したとおり、高年齢者雇用開発特別奨励金は、一般に就職困難性を有する65歳以上の求職者が公共職業安定所等の紹介により新たな職場で引き続き活躍することを支援するものであることから、自社OBを当該企業において再就職させる場合に利用することを念頭に置く本要望に対応することは困難である。 加えて、本助成金については、雇用保険財源を有効に活用する観点から支援の必要性の高い者に優先的に配分するという考えのもと、現在の要件が定められていることを踏まえると、造船業固有の課題を有する人材育成に端を発して、要件を緩和することは困難であると考えられる。		a	助成金の趣旨は十分に理解をするものの、企業が競争力を高め高付加価値船建造量を増加させるための活動として必要ということはご理解いただきたい。 当方としても、経験と培った技術力を生かした若手育成のための手段がないか検討を行う。		厚生労働省から、高年齢者雇用開発特別奨励金の趣旨に鑑み、自社OBを当該企業において再就職させる場合に利用することを念頭に置く本要望に対応することは困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
												国土交通省海事局船舶産業課		C		企業は、造船業に限らず、各社の人材確保の必要性に応じて、定年退職したOBを再雇用するか、ハローワークを通じて新規採用するか等の経営判断を行うものと認識している。造船業という特定の産業について特別に、OBを再雇用した場合のみを対象に支援することの政策上の意義や正当性を見出すことは、困難である。		a	助成金の趣旨は十分に理解をするものの、企業が競争力を高め高付加価値船建造量を増加させるための活動として必要ということはご理解いただきたい。 当方としても、経験と培った技術力を生かした若手育成のための手段がないか検討を行う。		国土交通省から、特定の産業について特別に、OBを再雇用した場合のみを対象に支援することの政策上の意義や正当性を見出すことは困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											